

排水設備工事における留意点について

排水設備工事における設計・申請～施工～完了確認検査までの一連の手続き等について、留意していただく点を説明します。

1 設計

- (1) いわき市下水道条例及びいわき市下水道条例施行規則に準拠した設計をしてください。(やむを得ず、条例等に準拠できない場合は必ず申請前に相談してください。)
- (2) 浄化槽を廃止して、公共下水道へ接続する場合は、必ず廃止する浄化槽の位置及び単独・合併の別を明記してください。
- (3) 設計は、現場を担当する責任技術者が必ず行ってください。

2 申請

(1) 排水設備等確認申請書について

- ① 新築・改築・増設に関わらず、排水設備の工事をする場合は、必ず工事の着手前に排水設備等確認申請書を提出してください。
なお、確認通知書を受け取ってから工事を実施することとし、通知書は必ず申請者に渡してください。

【下水道条例第5条】抜粋

排水設備等の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- ② 工期の設定に留意してください。(着工予定日より余裕をもって申請してください。もし、早急に着工しなければならない場合は申請時にご相談ください。)
- ③ 工事の実施に利害関係者の同意が必要な場合は、必ず申請書の同意欄に署名・押印を受けるようにしてください。(※建物所有者・土地所有者・接続管渠所有者)
- ④ 設置場所には、建築確認申請に記載した地名地番をすべて記入してください。
また、区画整理事業実施区域内の場合は、街区番号と附号も併せて記入してください。

(2) 排水設備申請チェックリストについて

チェックリストにチェックを入れて申請書と併せて必ず提出願います。(資料 i)
(最新の様式を使用してください。最新：令和8年4月1日)

(3) 公共樹の写真について

排水設備施工前に必ず公共樹に異常がないか確認し、申請時に写真の提出をお願いします。(資料 ii ※任意様式)

※公共樹の外観、深さ、インバート状況が分かる写真を添付してください。

(外観写真は、申請箇所と樹を含む全景が確認できるものとする。深さを計測している写真は、スケールの数値が読めるものとし、インバート形状が確認できない写真は不可とする。)

※公共樹に異常がある際には、申請前に相談してください。

(4) **一部押印省略について**

申請書・完了届・使用開始/廃止届の押印が一部省略可能です。

(5) **図面について**

標準図を参考にしてください。(資料iii) また、図面の記号については「下水道排水設備指針と解説(公社)(日本下水道協会発行)」に則ってください。

なお、図面の縮尺については、申請前に誤りのないよう十分確認してください。

(6) **露出配管について**

露出配管の施工については確約書が必要になりますので、対象範囲を確認してください。(資料iv) なお、露出配管部にはVP管を使用することを推奨します。

(7) **ガーデンパン(屋外洗い場)について**

立水栓を設置する際には、ガーデンパンを設置してください。ガーデンパンは、栓ができるものを使用し、なるべく雨水の入らない軒下に設置してください。

(8) **雨水浸透枳について**

雨水浸透枳の設置については、確約書が必要になります。申請時に協議のうえ、確約書とともに、使用する浸透枳の仕様書及び施工図もあわせて提出してください。

(9) **阻集器について**

阻集器(グリーストラップ、ヘアーキャッチャー等)の設置については、使用する製品の仕様図を提出すること。グリーストラップ、オイルトラップ等の場合は、阻集器の容量計算書も併せて提出してください。

テナントや貸店舗等の用途が決まっていない場合の申請に際しては、阻集器の設置が必要な店舗が入る際に、阻集器を設置することを確約する旨の確約書を提出してください。また、工事実施後に用途が変更となった場合は、再度申請を行うよう申請者に伝えてください

(10) **アパート等の浄化槽廃止について**

アパート等で既存の汲み取り便槽や浄化槽を廃止し、下水道に接続する場合には、工事の施工内容や接続後の下水道使用料について居住者等へ説明するようにしてください。

(11) **指摘事項について**

排水設備担当職員より、図面・書類の修正等、指摘事項がある際には、都度連絡をしております。修正指示を受けた際には、速やかに対応願います。

(12) **区画整理地内の追加資料について**

区画整理事業実施区域内の土地で排水設備確認申請をする際は、仮換地指定通知書(または仮換地指定証明)の写し及び仮換地指定図の写しを添付するようにしてください

3 **施工**

- (1) 他の埋設物の位置をきちんと確認し、損傷を与えないように留意してください。
- (2) 排水管の逆勾配やたるみがないように、測量を必ず実施してください。
- (3) 現場担当の責任技術者は、施工状況を必ず確認するようにしてください。

4 社内検査

- (1) 完了確認検査において、内容の手直し指示などが無いよう、社内検査は適切に実施するようにしてください。

社内検査の状況写真は、必ず現場と検査員が映るように撮影してください。

5 使用開始・廃止届・工事完了届の提出

使用開始・廃止届の様式が令和6年4月から変更となっておりますので、最新の様式で提出してください。

(1) 公共下水道・地域污水处理施設使用開始・廃止届について

- ① 使用開始届は、公共下水道の使用を開始したときに遅滞なく届け出るものであり、工事完了届と一緒に提出しなければならないものではありません。工事完成前に使用開始する場合は、速やかに公共下水道等使用開始届を提出してください。

【下水道条例第10条】

使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、規則で定めるところにより遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- ② 水道メーター番号、使用開始日及び開始時指針の記入もれがないようにしてください。※2世帯住宅など、水道メーターが複数ある場合は全て記入してください。
- ③ テナントビル等で、内部改造などにより水道メーターを新設する場合は、新たに下水道使用料を賦課することになるので、速やかに公共下水道等使用開始届を提出してください。※排水設備に変更がない場合も必ず提出してください。
- ④ 公共下水道・地域污水处理施設使用開始・廃止届の設置場所は、水道メーターの所在地と同一地番にしてください。
- ⑤ 使用開始日は、水道開設日以降となるため、水道開設日を確認のうえ記入してください。
- ⑥ いわき市石森、草木台、洋向台、南台、勿来町白米は、施設区分が地域污水处理施設となるので留意願います。

(2) 工事完了届について

- ① 排水設備等工事完了届は、工事が完了した日から7日以内に届け出て検査を受けることになっておりますので、工事完了後、竣工図も添付のうえ速やかに提出してください。

【下水道条例第6条】

排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、市長の定めるところにより、工事の完了した日から7日以内にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

- ② 市長の確認を受けた排水設備の計画と異なる内容（軽微な変更）で施工した場合は、工事完了届と一緒に必ず「竣工図」を提出してください。
- ③ 既存の浄化槽を廃止して、公共下水道へ切替える場合には、工事完了後に「浄化槽使用廃止届出書」を生活排水対策室 経営企画課に提出してください。

6 完了確認検査

- (1) 完了確認検査において、再検査となる事案が増えています。
下記に再検査となった事例を記載いたしますので、再検査の対象にならないよう、基準・規則を再度ご確認ください、施工するようにしてください。

事例（誤った施工例）

- ① ガーデンパンがなく、立水栓のみ設置されている
- ② ガーデンパンが雨水系統に接続されている（確約書なし）
- ③ 雨水管の口径がφ100で施工されていない※1
- ④ 屈曲部・接合部等に柵が設置されていない
- ⑤ 現地と図面の整合がとれていない

※1 一つの敷地から排水される排管の延長が3m以下の場合はφ75mmでも可。
なお、勾配は3/100以上とする。

- (2) 検査には現場を担当した責任技術者が立ち会うこととしてください。原則、責任技術者が立ち会えない場合は検査を実施いたしません。

【下水道条例第7条の5(4)】 抜粋

第6条の検査には、工事を担当した責任技術者を立ち合わせること。

やむを得ず、現場を担当した責任技術者が立ち会えない場合は、あらかじめ連絡してください。

- (3) 手直しを指示された箇所や再検査となった場合は、速やかに対処するようにしてください。※完了確認検査時に図面と現地の不整合を指摘された場合は、速やかに竣工図等を提出してください。

7 その他

(1) 公共汚水柵設置申請について

排水設備工事の申請箇所に公共汚水柵がない場合は、速やかに各下水道管理事務所に公共汚水柵設置申請書を提出してください。

令和8年度からは、公共汚水柵設置工事の申請について、年度途中で受付を終了せず、通年で受け付けます。

なお、申請から設置まで4か月程度の期間を要するため、年度内の設置を希望する場合は、11月末までに申請してください。

また、本管敷設を伴う柵設置、私道内下水道施設設置については、6か月以上の期間を要する場合がありますので、事前に書く下水道管理事務所に確認してください。

※お急ぎで柵設置を希望する場合は、物件設置での対応をお願いいたします。

(2) 老朽化等により現況の公共柵が使用できない場合について

申請者に非がない老朽化や破損などの理由により、公共柵に異常がある場合は、事前に各管理事務所に相談の上、公共汚水柵補修申請書を提出してください。

なお、申請から補修まで3か月程度の期間を要します。

※お急ぎで柵補修を希望する場合は、物件設置での対応をお願いいたします。

(3) 宅内公共柵の取り扱いについて

宅内公共柵の取り扱いについてはフローを参考に対応願います。(資料v)
疑義が生じた際は協議願います。

(4) **地域汚水処理・農業集落排水について**

地域汚水処理施設処理区域内（石森・洋向台・勿来白米・南台・草木台）に建物を新築する場合、及び農業集落排水施設区域内（下小川・戸田・永井・三阪・渡辺・遠野地区）で建物を新築または既存建物の排水を施設へ接続する場合は、**公共下水道と同じ手続き（排水設備等確認申請、使用開始届・工事完了届の提出）が必要**になります。（資料vi）

また、農業集落排水地区については、水道局の「水道水源水質保全促進事業補助金交付制度」の対象区域となっています。（詳細は水道局浄水課までお問い合わせください。）

※資料viの様式について

	様式
下水道排水設備・ 地域汚水処理施設	①排水設備等確認申請書
	②排水設備等確認通知書
	③排水設備等工事完了届
	④公共下水道・地域汚水処理施設使用開始・廃止等届
	⑤物件設置許可申請書
	⑥物件設置許可申請書 記入例
	⑦物件設置許可条件
	⑧物件設置工事着手届 記入例
	⑨物件設置工事許可標識 記入例
	⑩物件設置工事完了届 記入例
農業集落排水処理施設	⑪排水設備計画確認申請書
	⑫排水設備工事完了届
	⑬農業集落排水処理施設使用開始等届
下水道排水設備 指定工事店	⑭下水道排水設備指定工事店指定申請書
	⑮下水道排水設備指定工事店異動届

(5) **市下水道排水設備指定工事店について**

市下水道排水設備指定工事店の指定期間は原則5年となっております。更新を希望する際は「⑧下水道排水設備指定工事店指定申請書」の提出が必要となりますが、事前に更新の連絡等を行います。

業務を廃止する場合や、上記「⑧下水道排水設備指定工事店指定申請書」に記載した内容に変更が発生した場合、責任技術者に変更が生じた場合については、「⑨下水道排水設備指定工事店異動届」の提出が必要となりますのでご注意ください。

(6) **申請の受付窓口について**

【北部下水道管理事務所】受付区域

公共下水道	平、内郷、四倉地区
地域污水处理施設	石森
農業集落排水施設	下小川、戸田、永井、三阪

【南部下水道管理事務所】受付区域

公共下水道	小名浜、勿来、常磐地区
地域污水处理施設	洋向台、勿来白米、南台、草木台
農業集落排水施設	渡辺、遠野

(7) **申請・相談の受付日及び受付時間について**

各種感染症予防対策に加え、円滑で確実な事務処理のため、排水設備工事に関する申請・相談については、下表のとおりとしますので、事業者の皆様には、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

	月	火	水	木	金
北部下水道管理事務所		受付日		検査日	受付日
南部下水道管理事務所		受付日	検査日	受付日	検査日

※受付時間が9時～16時までとなっております。

なお、受付日以外の曜日は来所いただいても対応ができませんのでご了承ください。

令和8年4月1日より実施

不明な点がございましたら担当地区の下水道管理事務所まで協議願います。

北部下水道管理事務所
0246(34)4007
南部下水道管理事務所
0246(53)6636

【排水設備申請チェックリスト】(最新・令和8年4月1日)

業者
排水設備
担当者**共通事項**

- 1) 雨水系統の管径について、**屋根面積だけでなく、駐車場や庭等の排水が集水桝等を通じて雨水管へ流入する場合を含め**、排水面積に応じて選定しているか。(原則、排水管の最小口径はφ100mm)
(200㎡を超える場合には排水区割図を添付してください)
- 2) 汚水系統及び雨水系統の勾配は足りているか。(汚水系統は2/100、雨水系統は1/100)
- 3) 最小土被り0.2mが確保されているか。(土被りをやむを得ず小さくする必要がある場合は、ダクタイトル
鑄鉄管等を使用するか又はさや管等により排水管が損傷を受けることのないように防護を施す)
- 4) 公共樹と宅内最終樹との間は2.0m以内になっているか。(汚水管口径φ150)
- 5) 管渠の始まる箇所、屈曲、合流、内径及び管種が異なる管渠の接続箇所には、樹を設けているか。
- 6) 樹間の距離は管径の120倍以下となっているか。
- 7) 雨水樹の泥溜め深さが表記されているか。(150mm以上の泥溜めを設けること)
- 8) 二重トラップになっていないか。(通気口付蓋の場合は修正不要)
- 9) 宅内汚水ますの内径はφ150以上になっているか。
(宅内樹の立上管深さが1.3m以上になる場合、立上り管口径はφ200以上になっているか)
- 10) 平面図と縦断面図で数値の整合がとれているか。
- 11) 平面図に汚水系統及び雨水系統の口径・勾配・延長が表記されているか。
- 12) 平面図・縦断面図に縮尺が表記されているか。
- 13) 既設浄化槽の位置が平面図に図示されているか。
- 14) 「下水道排水設備指針と解説((公社)日本下水道協会発行)」に則った記号で表記されているか。
- 15) 2階への立ち上がり管には、通気が設けられているか。(口径を表記すること)
- 16) 汚水系統と雑排水系統は分離されているか。

合流地区

- 17) 雨水縦断面図が添付されているか。
- 18) 雨水が側溝に排水できない場合は、宅内最終樹で汚水と合流しているか。
- 19) 宅内汚水最終樹との合流直前の雨水最終樹にはトラップ機能が設けられているか。

その他

- 20) 建物、土地又は接続管渠所有者が異なる場合には排水設備工事の同意が得られているか。
- 21) ガーデンパンからの樹は泥溜め及びトラップ機能を有したものになっているか。
- 22) **ガーデンパンの接続は、新築の場合は汚水系統に接続すること。(立水柱単独柱になっていないか)**
新築以外で、ガーデンパンを汚水系統に接続することが困難な場合は、確約書
(油脂、洗剤等を使用しない)の添付があるか。
尚、農業集落排水は、汚水系統への接続不可のため確約書は必要ありません。
- 23) 排水ヘッダーを使用する時は確約書が添付されているか。
- 24) 雨水浸透樹を仕様する時は確約書が添付されているか。
(使用する浸透樹の**仕様書及び施工図**もあわせて提出)
- 25) 車載箇所・私道については鑄鉄製防護蓋を使用しているか。
- 26) 官地、民地の境界線が表記されているか。その際、公共樹から官民境界までの延長も表記すること。
- 27) 公共樹の内径・管底高が表記されているか。
- 28) エコキュート等、給湯器からの排水が表記されているか。
(原則として汚水に接続すること。
ただし、設置する潜熱回収型給湯器などが一般財団法人日本ガス機器検査協会(JIS)で認証
されている機器の場合は、雨水管に接続することを認める。)

備考

- 宅内に公共汚水樹がある場合、また、新設する場合は以下のことを確認してください。
□周囲に植栽を植えない □駐車場等、車載によって維持管理上困難になる場所には設置しない
- 公共汚水樹の次の状況が分かる写真を添付すること。 □外観 □深さ □インパット状況**
(外観写真は、申請箇所と樹を含む全景が確認できるものとする。深さを計測している写真は、
スケールの数値が読めるものとし、インパット形状が確認できない写真は不可とする。)
- 下水道排水設備工事責任技術者の登録番号は更新登録番号となっているか。**
- その他()
- 注)着手前、施工中などに申請内容と異なる事実が発生した際は必ず協議願います。

(資料 ii)



マス深さ

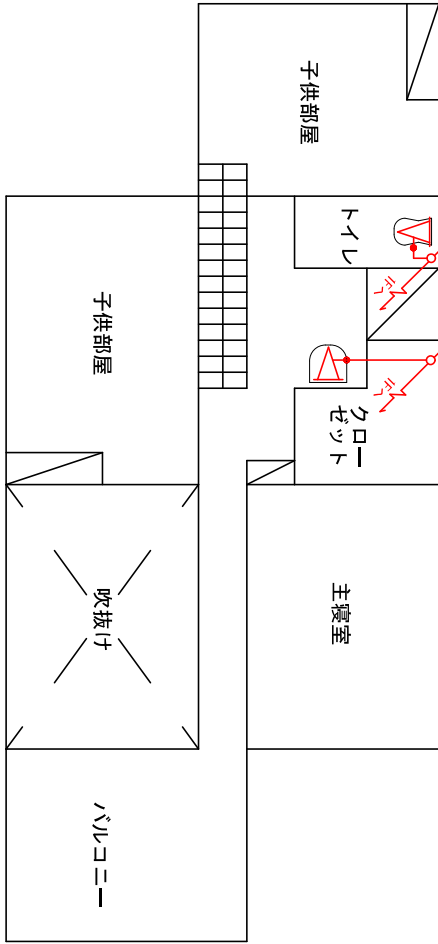
GL-820mm



名称	記号	備考
大便器		トラップ付
小便器		トラップ付
浴場		
流し類		
洗濯機		床排水・浴槽に排水してあるものは除く
手洗器、洗面器		
トラップ		
トラップます		
掃除口		
排水管		
通気管		
立管		
汚水ます		
ドロッパます (汚水)		
段差ます (汚水)		
雨水ます		
公共汚水ます		
側溝 (道路)		
雨どい		
境界線		黒又は青
新設管 (合流管又は汚水管)		赤色
雨水管		緑又は青
既設又は在来管		赤…合流管又は汚水管 緑又は青…雨水管

平面図

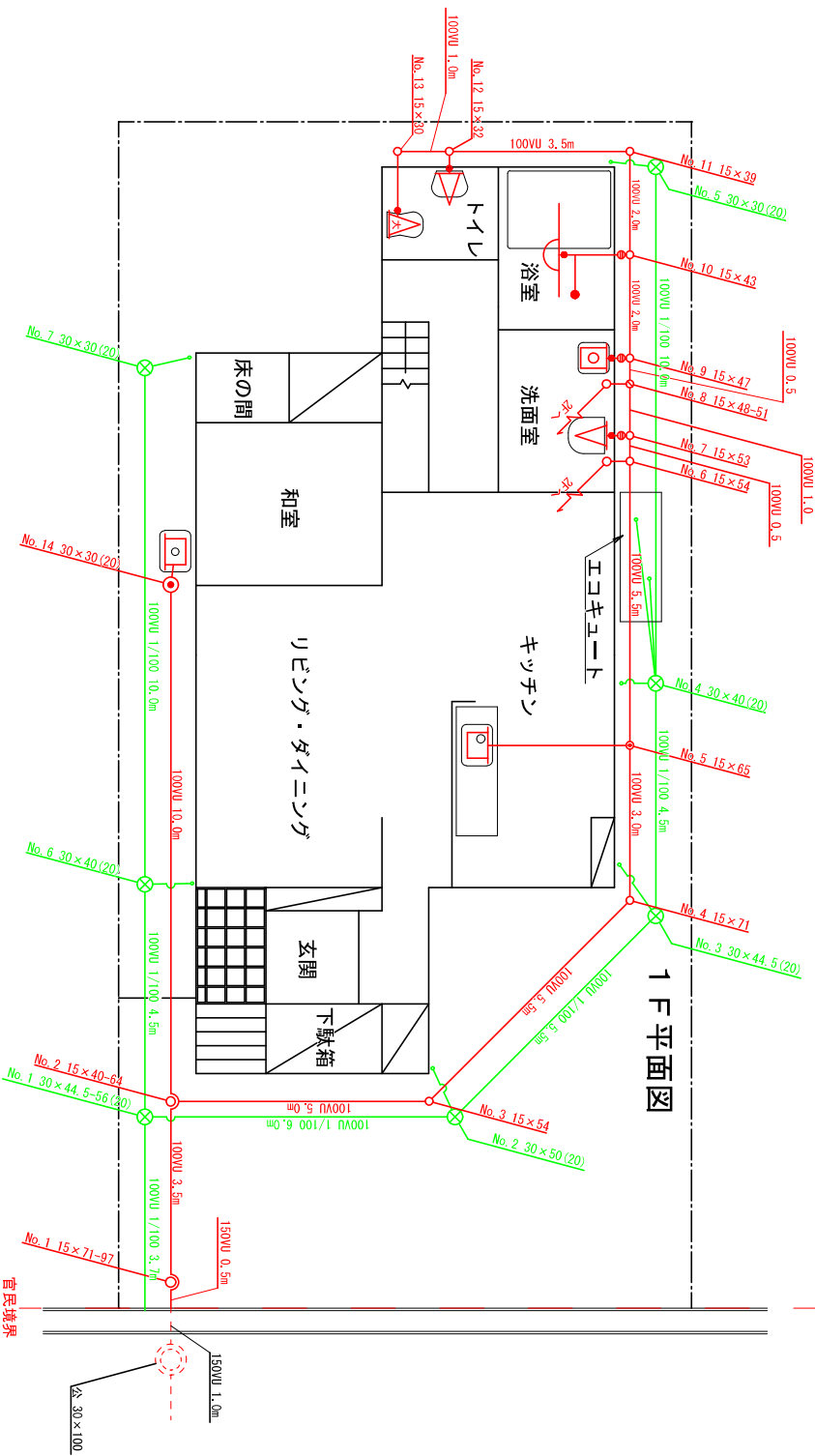
2F平面図



(資料 iii-1)
記入例

S=1/100

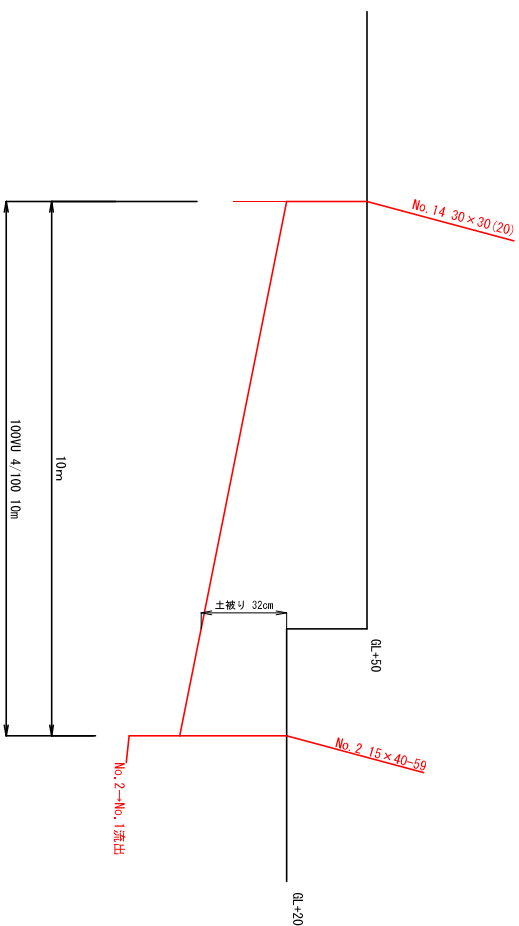
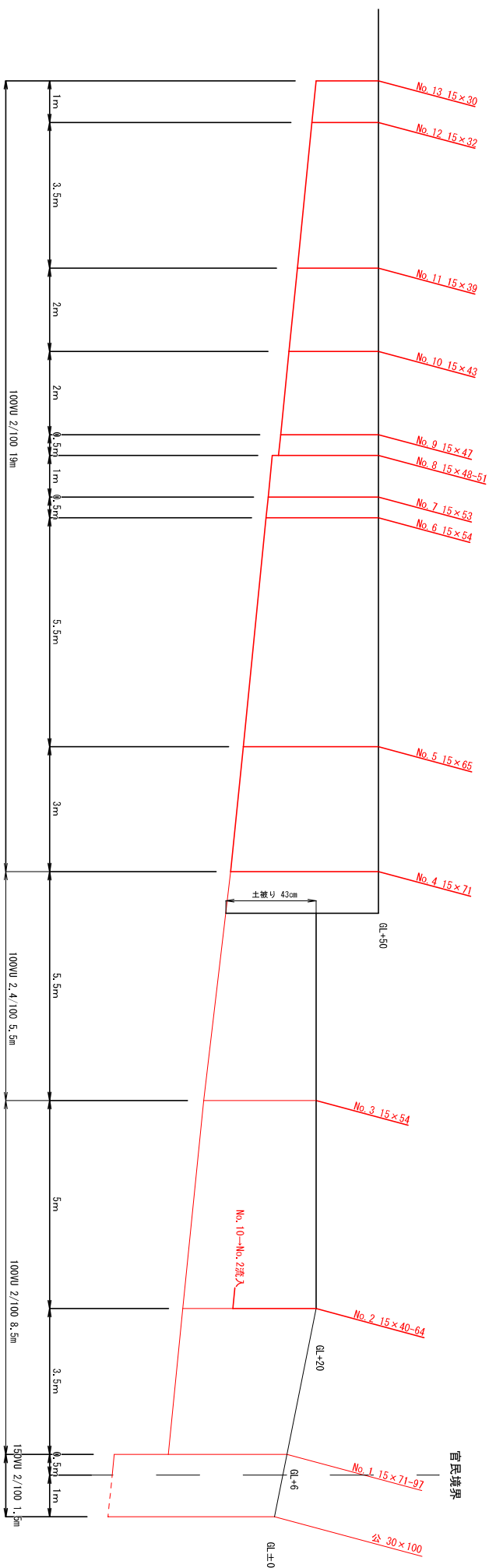
1F平面図



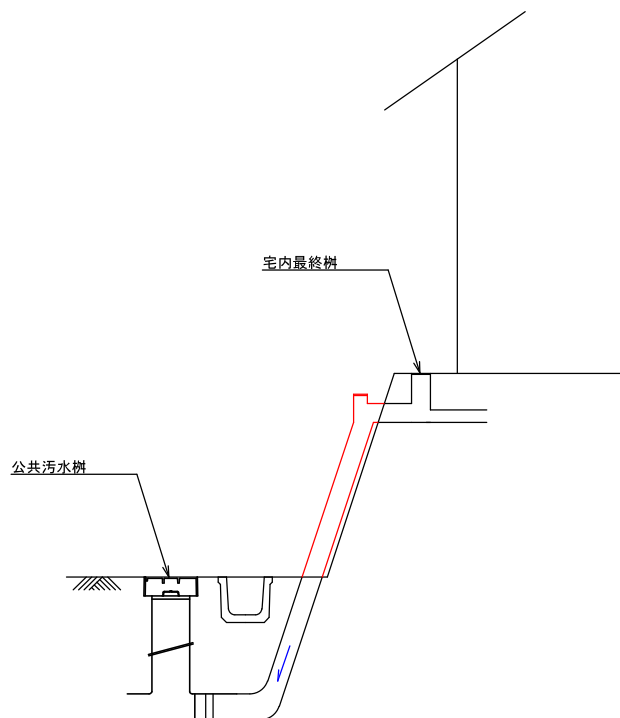
官民境界

縦断面 S = 横1/100 - 縦1/20

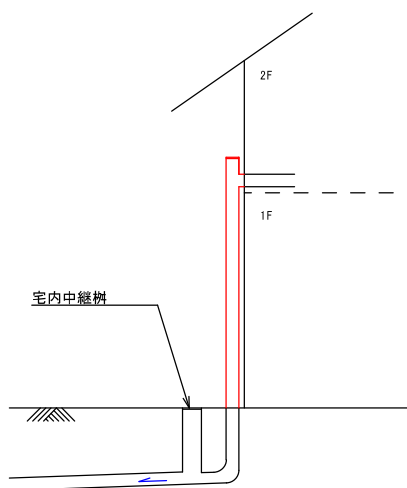
(資料 iii - ii)
記入例



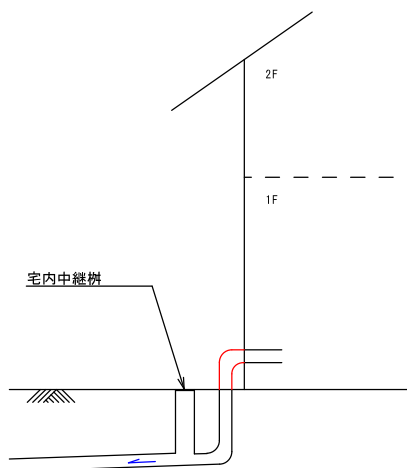
擁壁から露出する例



2階からの立上管が露出する例



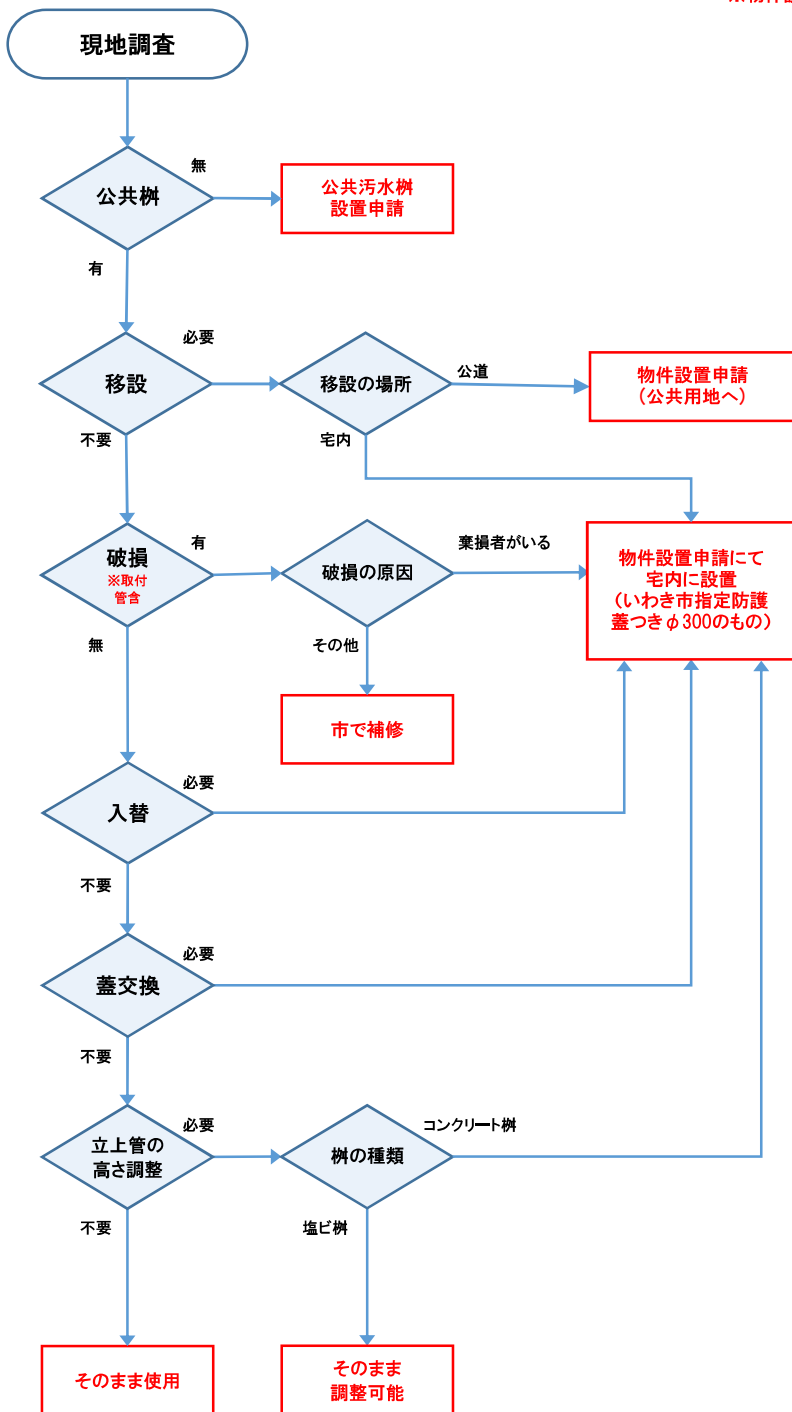
1階部分からの露出配管の例



宅内公共樹取り扱いフローチャート

(資料 v)

※物件設置申請を行う際は設置者の負担になります



第1号様式(第4条関係)

排水設備等確認申請書

年 月 日

いわき市長 様

住所
氏名
職業
電話番号
申請者

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
- 2 □のある欄は、該当する箇所にレ印を付けてください。

設 置 場 所	いわき市		
工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 排水設備工事 <input type="checkbox"/> 除害施設工事 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> くみ取り改造	排除方式 <input type="checkbox"/> 分流 <input type="checkbox"/> 合流 <input type="checkbox"/> 汚水のみ <input type="checkbox"/> 汚水及び雨水
排 水 区 分	<input type="checkbox"/> 家事用 <input type="checkbox"/> 公衆浴場用 <input type="checkbox"/> 営業用 (排水予定量 m ³ /日) <input type="checkbox"/> 工業用 (排水予定量 m ³ /日) <input type="checkbox"/> その他 ()	排水面積	m ²
		排水人口	人
		融資あつせん	<input type="checkbox"/> 受ける。 <input type="checkbox"/> 受けない。
阻集器	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	ディスポーザキッチン 排水処理システム <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
工 期	年 月 日 着工予定 年 月 日 しゅん工予定		
指 定 工 事 店	所在地 名称及び 代表者氏名 (印)	責任技術者	氏 名 (印) 登録番号 第 - 号
添 付 書 類	位置図(縮尺1/2500)又は住宅地図 平面図(縮尺1/100) 縦断面図(1/20~1/200) 阻集器容量算出表及び図面 ディスポーザキッチン排水処理システムの維持管理契約書及び仕様書の写し		

排水設備等工事同意欄(この欄は、建物、土地又は接続管渠所有者が異なる場合に記入してください。)

建物所有者	氏名 (印) 住所
土地所有者	氏名 (印) 住所
接続管渠所有者	氏名 (印) 住所

確 認 結 果	法令の規定に <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない	確認年月日	年 月 日
		確認番号	第 号
		起案年月日	年 月 日
		決裁年月日	年 月 日
		通知年月日	年 月 日

所 長	次 長	係 長	係 員	融資担当者	起 案 者	公 印
-----	-----	-----	-----	-------	-------	-----

排水設備等確認通知書

年 月 日

様

いわき市長 内田 広之 ㊟

設置場所	いわき市		
工事区分	<input type="checkbox"/> 排水設備工事 <input type="checkbox"/> 除害施設工事 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> くみ取り改造	排除方式 <input type="checkbox"/> 分流 <input type="checkbox"/> 合流 <input type="checkbox"/> 汚水のみ <input type="checkbox"/> 汚水及び雨水
排水区分	<input type="checkbox"/> 家事用 <input type="checkbox"/> 公衆浴場用 <input type="checkbox"/> 営業用 (排水予定量 $m^3/日$) <input type="checkbox"/> 工業用 (排水予定量 $m^3/日$) <input type="checkbox"/> その他 ()	排水面積	m^2
		排水人口	人
		融資あつせん	<input type="checkbox"/> 受ける。 <input type="checkbox"/> 受けない。
阻集器	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	デイスボ-サキッチン排水処理システム	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
工期	年 月 日 着工予定 年 月 日 しゅん工予定		
指定工事店	所在地 名称及び 代表者氏名	責任技術者	氏名 登録番号 第 - 号

排水設備等工事同意欄 (この欄は、建物、土地又は接続管渠所有者が異なる場合に記入してください。)

建物所有者	氏名	住所
土地所有者	氏名	住所
接続管渠所有者	氏名	住所

確認年月日	年 月 日	確認番号	第 号
確認結果	法令の規定に <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない		

- 注意
- 1 工事完了後7日以内に排水設備等工事完了届を提出し、必ず検査を受けてください。
 - 2 排水設備を使用するときは、公共下水道・地域污水处理施設使用開始・廃止等届を提出してください。

(資料)

排水設備等工事完了届

年 月 日

いわき市長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
2 □のある欄は、該当する箇所に㊟印を付けてください。

確認番号	第 号	しゅん工年月日	年 月 日		
設置場所	いわき市				
融資あつせん	<input type="checkbox"/> 受ける <input type="checkbox"/> 受けない	排水汚水の水量	m ³ /日		
指定工事店	所在地 名称及び 代表者氏名 ㊟				
責任技術者	氏 名 ㊟ 登録番号 第 号				
添付書類	水質試験証明書 汚水の処理方法 構造図面 機能処理効果 (水質分析結果)				
検査年月日	検査判定	検査員 職 氏 名			
年 月 日		㊟			
年 月 日		㊟			
年 月 日		㊟			
	所 長	次 長	係 長	係 員	融資担当者

公共下水道・地域污水处理施設使用開始・廃止等届

年 月 日

いわき市長 様

住所
使用者 氏名
電話番号

- 注意 1 太枠の中（使用者番号及び入力月の欄を除く。）だけ記入してください。
- 2 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

届出区分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開始									
施設区分	<input type="checkbox"/> 公共下水道			<input type="checkbox"/> 地域污水处理施設						
設置場所	いわき市									
確認番号	第	号	開始・休止・廃止・再開始年月日	年	月	日				
汚水の種類	<input type="checkbox"/> 一般汚水			<input type="checkbox"/> 公衆浴場汚水						
使用水の種類 (該当するものは、すべて記載してください。) (太枠)	<input type="checkbox"/> 水道水（メーターの個数が多い場合は、別紙）									
	(1) メーター番号	い			—					
	使用者番号					—				
	使用開始時メーター指針						入力月			
(2) メーター番号	い			—						
使用者番号						—				
使用開始時メーター指針							入力月			
(3) メーター番号	い			—						
使用者番号						—				
使用開始時メーター指針							入力月			
	<input type="checkbox"/> 配湯 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 ()									
休止又は廃止の理由										
課長	課長補佐	係長	係員	使用料担当者	使用料賦課					
					入力年月日	年 月 日				

第23号様式 (第16条関係)

<p>物件設置許可申請書</p>		
<p>令和 年 月 日</p>		
<p>いわき市下水道管理者 いわき市長様</p>		
<p>申請者 住所 氏名</p>		
<p>次のとおり物件を設置したいので申請いたします。</p>		
物件の設置場所		
物件の名称		
物件を設ける目的		
物件を設ける期間	年 月 日から 年 月 日まで	
物件の 設置 工事	施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
	施工者	
物件の 管理	管理者	
	管理方法	
添付図面等	位置図 (縮尺 1/3,000) 平面図 (縮尺 1/100) 構造図 (縮尺 1/20) 現況写真 公図の写し及び丈量図	

記入例

第23号様式 (第16条関係)

物件設置許可申請書

令和 2年 10月 1日

いわき市下水道管理者
いわき市長様

申請者 住所 いわき市小名浜大原字芳際1
氏名 下水 太郎
TEL : 0246-53-6636

次のとおり物件を設置したいので申請いたします。

物件の設置場所	いわき市小名浜大原字芳際500-50	
物件の名称	(撤去)公共汚水樹 Co φ 500 N=1箇所 (撤去)取付管 TP φ 150 L=1.5m (設置)公共汚水樹 VU φ 300 N=1箇所 (設置)取付管 VU φ 150 L=1.5m	
物件を設ける目的	例1 : 新築工事に伴い排水設備を公共下水道に接続するため。 例2 : 宅地内地盤高と既設公共汚水樹の高さが合わなくなるので、 公共汚水樹を交換し公共下水道に接続するため。	
物件を設ける期間	令和 2年 11月 2日 <small>から</small> 令和 2年 11月 30日 <small>まで</small>	
物件の 設置 工事	施工期間	令和 2年 11月 2日から 令和 2年 11月 30日まで
	施工者	株式会社下水道 代表取締役 下水 花子 TEL:0246-22-1111
物件の 管理	管理者	施工中は施工者の管理 施工後は申請者
	管理方法	施工中は施工者の自主管理 施工後は申請者の自主管理の自主管理
添付図面等	位置図 (縮尺 1/3,000) 平面図 (縮尺 1/100) 構造図 (縮尺 1/20) 現況写真 公図の写し及び丈量図	

日付または許可日と記入
移管がある場合は、移管
または帰属までと記入

移管がある場合は、移管
後はいわき市と記入

添付しないものは線で消す(添付しない理由は申
請時に説明し了承を得ること)
その他必要な資料を添付した場合は追記

別紙

物件設置許可条件

この許可を受けた者（以下「申請者」という。）は、許可の対象である物件又は施設（以下「物件等」という。）の設置、変更、改修並びに廃止に伴う工事（以下「工事」という。）を施行する場合には、下水道法（昭和33年法律第79号）、いわき市下水道条例（昭和43年12月25日いわき市条例第47号）及び同施行規則（昭和44年2月22日いわき市規則第5号）の規定の外、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（工事の着手及び完了）

- 1 申請者は、工事の着手に先立ち「着手届」を、工事が完了した場合は10 平日以内に「完了届」を、市長に提出しなければならない。

完了届に添付する写真は、施工管理に必要な写真となるため、使用材料の確認、既設管との接続状況、埋戻し作業など、最低限必要な項目が確認できるよう記録しなければならない。

※ 撮影漏れや記録漏れにより、確認できない項目があった場合、再度提出（再施工）となる。

申請者は、完了届提出後にいわき市の工事完了検査（以下「完了検査」という。）を受けなければならない。

（損傷等の防止）

- 2 下水道施設及びその他の公共施設（以下「下水道施設等」という。）を汚損又は損傷してはならない。

（損傷等の処置）

- 3 下水道施設等に汚損又は損傷を与えた場合には、直ちに施設管理者に報告し、その指示により、清掃又は補修を行わなければならない。

ただし、損傷等の補修が緊急を要する場合には、この限りではない。

（損害賠償）

- 4 工事に起因して第三者に損害を与えた場合は、申請者の負担により損害を賠償しなければならない。

（他法令の手続き）

- 5 工事の施行に必要な他の法令の規定による手続きは、申請者が行わなければならない。

（工事の仕様）

- 6 帰属する物件等はいわき市仕様とするほか、工事の仕様及び施工方法は最新の「下水道工事必携(案)」(公益社団法人 日本下水道協会)並びに「共通仕様書 土木工事編」(福島県土木部)に基づいたうえで、いわき市の指示を受けて施工しなければならない。

また、申請者が指示に従わない場合には、この許可を取り消すことがある。

この場合には、申請者の負担で下水道施設等を原形に復旧しなければならない。

（施設の帰属）

- 7 この許可により設けられた物件等は、完了検査を受け、合格と認められた場合、公共下水道施設としていわき市に帰属するものとする。

（責任）

- 8 施工箇所に破損や不具合等が生じた場合は、申請者の負担により復旧及び改修をしなければならない。ただし、帰属又は移管した物件については、完了検査終了日から2年間を責任期間とし、責任期間内中は復旧及び改修の責を負うこととする。

（協議事項）

- 9 本申請に係る許可内容に変更が生じた場合には、協議すること。

（その他）

- 10 この許可条件に記載されていない事項は、いわき市の指示によるものとする。

記入例

物件設置
占—用 工事着手届

令和 2年 10月 20日

いわき市下水道管理者
いわき市長様申請者 住所 いわき市小名浜大原字芳際1
氏名 下水 太郎
電話 0246-53-6636

工事の目的	例1：新築工事に伴い排水設備を公共下水道へ接続するため 例2：宅盤との調整のため既設公共汚水桝を改修し排水設備を公共下水道へ接続するため	
工事の場所	施設名	下水太郎 宅
	場所	いわき市小名浜大原字芳際500-50 地先
工事概要	工事種別	施工数量
	(撤去)公共汚水桝 Coφ500 (撤去)取付管 TPφ150 (設置)公共汚水桝 VUφ300 (設置)取付管 VUφ150	N=1箇所 L=1.5m N=1箇所 L=1.5m
工事の期間	令和2年11月2日から 令和2年11月9日まで	
工事施工者	住所 いわき市小名浜大原字芳際700-70 社名 株式会社下水道 担当者 下水 一郎 連絡先 000-0000-0000 同じ(実着工日)	
添付書類	位置図、物件設置許可書(写)又は公共下水道等敷・排水設備占用許可証(写)、 現況写真(物件設置工事許可標識が写っているもの)	
工事着手日	令和 2年 11月 2日	
許可年月日及び許可番号	令和 2年 10月 16日 いわき市指令第12345号	

物件設置 占——用		工事許可標識	
承認又は許可 年月日及び 番号	令和 2 年 10月 16日	いわき市指令第 12345号	
下水道管理者	いわき市		
工事の場所	いわき市 小名浜大原字芳際500-50 地先		
施設名	下水太郎 宅		
工事の期間	令和 2 年 11月 2 日	から	令和 2 年 11月 9 日
承認及び 許可を受け た者の住所 及び氏名	住所 いわき市小名浜大原字芳際1 氏名 下水 太郎		実着工日
工事施工者の 住所及び氏名	住所 いわき市小名浜大原字芳際700-70 社名 株式会社下水道 担当者 下水 一郎 連絡先 000-0000-0000		

記入例

(資料)

令和 2年 11月 16日

物件設置
占——用 工事完了届

いわき市下水道管理者
いわき市長様

申請者 住所 いわき市小名浜大原字芳際1
氏名 下水 太郎
電話 0246-53-6636

下記の物件設置工事が完了しましたので届けます。
占——用

工事場所 いわき市小名浜大原字芳際500-50 地先				許可日から申請した場合は同じ
許可番号 第12345号	許可年月日 令和2年10月16日	工事物件 ・公共汚水桝 ・取付管	許可期間 令和2年11月2日から 令和2年11月9日まで	
工事の施工期間 令和2年11月2日～令和2年11月3日		施工者名 株式会社下水道 代表取締役 下水 花子		
特記欄 実着工日から実竣工日 許可書の満了日と合わせること				

添付書類

1. 位置図
2. 工事写真（施工前、竣工、工事状況）
3. 公共汚水桝出来形図
4. その他参考資料

排水設備計画確認申請書

年 月 日

いわき市長 様

住所(所在地)
申請者 氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
- 2 □のある欄は、該当する箇所に㊟印を付けてください。

設置場所			
計画区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
使用区分	<input type="checkbox"/> 家庭 <input type="checkbox"/> 事務所等 ()		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工事施工者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者氏名) ㊟	責任 技術者	氏名 登録番号第 ㊟ 号

- 備考 次に掲げる図面を添付してください。
- (1) 新設等の計画に係る排水設備が設置される建築物の付近見取図
 - (2) 新設等の計画に係る排水設備の平面図及び縦断面図

確認 結果	設置基準に <input type="checkbox"/> 適合する。 <input type="checkbox"/> 適合しない。	確認	年 月 日			
		排水設備番号	地区 第 号			
		起案	年 月 日			
		決裁	年 月 日			
		通知	年 月 日			
	所 長	次 長	係 長	係 員	起 案 者	公 印

(資料)

農業集落排水処理施設使用開始等届

年 月 日

いわき市長 様

住所 (所在地)
届出者 氏名 (名称及び代表者氏名)
電話番号

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
2 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 開 始 <input type="checkbox"/> 休 止 <input type="checkbox"/> 廃 止 <input type="checkbox"/> 再 開					
排 水 設 備 番 号	地区第 号					
設 置 場 所						
開始、休止、廃止又は再開年月日	年 月 日					
開始又は再開に係る使用者数	人					
休止又は廃止の理由						
課 長	課長補佐	係 長	係 員	起 案 者	起 案	年 月 日
					決 裁	年 月 日
					施 行	年 月 日

第4号様式の2(第5条の2関係)

下水道排水設備指定工事店指定申請書

年 月 日

いわき市長 様

商号又は名称	
所在地	
代表者氏名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
営業所の所在地	
添付書類	(1) 工事経歴書 (2) 建設業法第3条の規定による管工事業の許可を受けている旨の証明書 (3) 納税証明書及び資産証明書 (4) 下水道排水設備工事責任技術者証の写し (5) 従業員の名簿 (6) 営業所等の位置図及び写真

下水道排水設備指定工事店異動届

年 月 日

いわき市長 様

指 定 番 号 第 号
商号又は名称
届出者 所 在 地
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

注意 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

異 動 の 理 由		<input type="checkbox"/> 業務の廃止 <input type="checkbox"/> 商号又は名称の変更 <input type="checkbox"/> 所在地の変更 <input type="checkbox"/> 代表者氏名の変更 <input type="checkbox"/> 電話番号又はファクシミリ番号の変更 <input type="checkbox"/> 営業所の移転 <input type="checkbox"/> 責任技術者の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()
異 動 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

備考 責任技術者に変更があつたときは、変更後の責任技術者に係る下水道排水設備工事責任技術者証の写しを添付してください。